



# 悪質商法から高齢者を守る！

## 区役所職員等を名乗る

### 「還付金詐欺」が再び多発しています！



#### 事例

- ◆区役所の職員を名乗る者から、「保険の還付が3万円ほどある。詳細は社会保険事務局052-559-〇〇〇〇に電話してください。あなたの受付番号は998〇〇〇です。」と言われ、電話をしてしまった。携帯電話の番号を聞かれたが、持っていない旨を伝えると、いきなり電話を切られてしまった。
- ◆健康保険組合を名乗る者から、「3月頃お知らせを送った高額医療費の払戻金が3万円ほどある。キャッシュカードを持って近くのATMへ行ってほしい。」と電話があった。

#### アドバイス

- ◇「還付金詐欺」とは、電話でATMに誘導し、還付金を受け取る手続きとだまして、お金を振り込ませる犯罪です。
- ◇「還付金があるので、ATMへ行ってください。」という電話は還付金詐欺の典型的な手口です。
- ◇公的機関の職員が還付金受け取りのため、ATM操作を行うよう電話することはありません。
- ◇相手の言う番号を鵜呑みにせず、番号案内や電話帳で電話番号を調べ、確認しましょう。

## 被害にあわないために！

- ATMでは還付金は受け取れません。
- 還付金に関する電話がかかってきた場合には、すぐに**消費生活センター**か警察の相談窓口「#9110」に相談しましょう。



わからないことは、センターに聞いてね。

マスコットキャラクター  
コアラのハッピー

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
平日 TEL 052-222-9671  
土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分  
(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437  
(2013.6)